

令和7年度 第2回 芦屋町地域公共交通活性化協議会 意見要旨

日 時：令和7年11月26日（水） 10:00～11:00
場 所：芦屋町役場 4階 44会議室

■芦屋町地域公共交通活性化協議会

<出席者>

会長	中西 新吾	芦屋町副町長
副会長	内田 晃	北九州市立大学 副学長兼地域戦略研究所所長
委員	永松 靖二	九州運輸局福岡運輸支局長（代理出席：武末 将児 運輸企画専門官）
委員	吉村 匡弘	福岡県北九州県土整備事務所 企画班 地域整備主幹
委員	河津 隆幸	(一社) 福岡県バス協会 専務理事
委員	貞包 健一	(一社) 北九州タクシー協会 折尾地区会長
委員	野添 好弘	ひびきタクシー(有) 代表取締役
委員	肥塚 秀夫	北九州市交通局 総務経営課長
委員	宗岡 卓也	遠賀町役場 都市計画課長
委員	石川 智雄	芦屋町区長会 顧問
委員	原崎 功典	芦屋町議会 議員
事務局長	新開 晴浩	芦屋町環境住宅課長
事務局員	佐竹 康子	芦屋町環境住宅課地域振興・交通係長
事務局員	竹石 好孝	芦屋町環境住宅課地域振興・交通係主査

<配布資料>

- ・議事次第
- ・会議資料
- ・芦屋町地域公共交通活性化協議会名簿
- ・芦屋町地域公共交通活性化協議会規約

◆意見要旨

1. 開会あいさつ

2. 議題

（1）北九州市営バスの今後の取り組み（運賃改定等）に係る芦屋町地域公共交通の影響及び芦屋タウンバスの今後について

事務局	北九州市交通局では第4次北九州市営バス事業経営計画を策定予定であり、計画に基づき、交通施策に取り組む予定とされている。 この中で芦屋町に影響する点が3点ある。 1点目は「ふれあい定期70」の新設となる。現在75歳以上の方を対象とした割引制度となっており、この制度を70歳まで拡充するものとなる。北九州市民に限らずどなたでも購入が可能だが、ふれあい定期の対象となる区間は北九州市内となるため、芦屋町内においては別途市外区間分の運賃が必要なものとなる。なお、
-----	---

高齢者の公共交通利用拡大を目的としており、また、運転免許証を返納した方に限り「ふれあい定期」を1年間限定で半額購入できるものとなる。

2点目は小・中・高校生向け運賃「こどもミライ割」の新設となる。休日や夏休み等の長期休みにおいて、小学生無料、中・高校生100円の新たな運賃を設定されること。ふれあい定期と同じく北州市民以外も対象となる。最近ではバスの乗り方、運賃の支払いのやり方等が分からず子どももいるため、幼い頃からバスに親しんでもらうことを目的とされているとのことである。通学定期券は自宅と学校の通学のためにあることから、学校以外に習い事のためバスを利用する際の割引としても活用できるものとなる。

3点目は運賃体系（運賃、定期、企画券）の見直しとなる。普通運賃を50円値上げし、北州市営バスの収入を確保することで事業全体の収支均衡を目指されるものだ。路線全体の84%が不採算路線となっており、芦屋町内の路線は、浅川・青葉台に付随している黒字路線となる。現在は乗り合い事業の赤字を貸切・受託事業の利益等で賄われているとのことである。

運賃の値上げに付随し1日乗車券についても700円から1,000円に値上げされる。

50円の値上げは北州市営バス運賃全てにかかるものとなり、芦屋町内を運行する路線も一律50円値上げとなる。なお、運賃改定については、北州市は令和7年10月23日に九州運輸局へ申請しており、令和7年12月議会に使用料及び手数料条例改正案を提出予定のことだ。

芦屋町では、町内に鉄道が存在しないため、自家用車を用いず町民が通勤・通学をするためには、隣接する北州市にある折尾駅、または遠賀町にある遠賀川駅のいずれかの活用が欠かせないものとなる。このうち、折尾駅に向かう地域公共交通手段を北州市営バスに担っていただいている。

今回の価格改定に伴い、運賃が軒並み50円値上げとなる。なお、折尾駅前から九州共立大前までの100円運賃は継続される予定のことだ。

芦屋町に影響するバス停を幾つか例で挙げると、折尾駅～山鹿300円は350円、折尾駅～鶴松団地330円が380円、折尾駅～第二栗屋360円が410円となる。

定期券についても運賃改定に合わせ値上げとなるが、定期券の割引率については従来から変えない予定のことである。

続けて、芦屋町地域公共交通の現状について説明する。

先程ご説明した北州市営バスが折尾駅に向かうものに対し、芦屋タウンバスは遠賀町にある遠賀川駅に向かうものとなる。

令和元年度は過去最高の利用者数、11万7人を記録している。令和2年度から令和3年度にかけては新型コロナが流行した影響で前年度から30%以上の利用者減となり、その後、段階的に利用が戻り、令和7年度は10万3千人程度を見込んでいる。

国からの路線補助を除いた純粋な運賃収入と運行業務委託料支出による収支比較として、令和元年度は歳入3,145万円に対し、歳出6,045万円となっている。

令和7年度時点では運賃収入2,918万円の見込みに対し、9,962万円となって

	<p>おり、収支率についても令和元年度は 52% だったのに対し、令和 7 年度は 29% と急激に悪化している状況である。</p> <p>大きく歳出が増加した令和 6 年度及び令和 7 年度について、要因を説明する。まず、令和 6 年度だが、前年度の令和 5 年度途中で道路運送法が改正された。法改正に伴い運転手人件費が 32% 増加したため、令和 6 年度の運行業務委託料から同增加分が反映されている。</p> <p>また、これまで運行業務委託料について運行経費の 15% を手数料として支出していたが、見直しが行われ、整備士や営業所内の事務職員の手数料についても応分の負担が求められるものとなり、約 65 名の手数料が加算された。結果、約 2,000 万円の支出増となっている。</p> <p>次に、令和 7 年度の歳出増について、令和 6 年度に地方自治法が改正され、会計年度任用職員に対し勤勉手当が支給されるものとなった。芦屋タウンバス運行業務は北九州市交通局に委託しており、運転手は会計年度任用職員となることから、勤勉手当分が手数料として上昇したものとなる。ほか、燃料費の国補助が無くなることによる経費増などがあげられる。</p> <p>年間便数については、地域公共交通の確保・維持を図るため、減便等はこれまで行っていない。年度によって 365 日の年と 366 日の年があり、また平日と土祝日の日数も年によって変わるほか、台風や積雪などで途中運休となった年度もあるため、多少前後するものとなるが、概ね年間約 22,200 便の運行となっている。</p> <p>芦屋町の地域公共交通の現状としては以上となる。</p> <p>続けて、今回の北九州市営バスの取り組みを踏まえた事務局提案を説明させていただく。</p> <p>芦屋タウンバスについては、収支が悪化している状況を踏まえ、収支の均衡化を図るため、今後運賃の見直しを検討する必要がある。</p> <p>しかしながら、収支に関する町民への説明が十分に尽くされていないことやバスの積極的な利用を呼び掛けること、適切な運賃設定のため県内バス事業の運賃情報を把握する等、行う事務作業が多くある。このため、北九州市に追従して令和 8 年春から運賃改定を行うのではなく、少なくとも 1 年間は運賃を据え置くものとしたいと考えている。</p>
委員	<p>最後に言われた点が非常に重要で、市営バスと芦屋タウンバスが重なる区間があるので、1 年間は芦屋タウンバスの方が 50 円安いという状況になる。</p> <p>市営バスへの影響というものが出てくるのではないかと思うが、そのあたりはどういうふりにお考えか。</p>
事務局	<p>想定はしているが、どこまで影響が出るかという部分はこれから交通局、九州運輸局に問い合わせをしながら、確認していく。</p> <p>どこまで調整が必要かという部分、また 1 年間猶予が与えられるということも含め、これからの調整となる。</p>
委員	<p>収支率が悪化しているという話だったが、貸切バスの運賃が今年度 9 月 26 日に改定されており、実施は 11 月 1 日以降だが、特例で経過措置が入っている。</p> <p>経過措置でそれ以前に契約していれば旧運賃が適用できるというものはある</p>

	が、貸切バスの運賃は現行の制度下では2年に1回見直すということで、次の見直しはR9でやるということが決定されているので、今後、今の制度が変わらない以上は2年に1回は貸切バス運賃が上がっていくものとなる。 収支を見ると影響が大きいのではないか。
事務局	今のご指摘を踏まえ、委託をお願いする北九州市交通局とどのような形で委託料の積算見積が出るか、町が充てる補填分についてもどこまでが適切かという点も含め、今後の料金設定を検討していきたいと思う。
	本内容について、承認された。

3. その他

事務局	令和8年度は芦屋町地域公共交通計画策定の年となるため、次年度は素案審議など、お集まりいただく機会が増えることとなる。よろしくお願いしたい。
-----	---

4. 閉会